

日本共産党船橋議員団

# ミニにゅす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347  
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>

市会議員  
 石川敏宏 ☎462-4548 事務所☎467-2860  
 岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160  
 金沢和子 ☎422-5278

佐藤重雄 ☎432-9872  
 関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950  
 中沢 学 ☎493-8140  
 渡辺ゆづり ☎462-7273

## マンション支援策を要望

日本共産党は毎年、市に分譲マンションへの支援策拡充の要望をしています。

今年も市に要望書を提出し、8月21日にマンション居住者のみなさんとともに住宅政策課他与話し合いをしました。

### マンションにも耐震改修助成を

市内にある1134棟のマンションのうち、新耐震基準が定められる以前(1981年5月以前)に建築されたマンション515棟で耐震診断が必要です。

しかし、耐震診断助成制度が実施された2006年から昨年までで、計8棟にしか助成は利用されていません。これは、区分所有というマンションの特性が、耐震化への合意形成を困難

にしているためです。

市民からは「耐震改修への合意や資金のことまで考えると耐震診断の合意もむずかしい」「木造住宅にある耐震改修助成制度がなぜマンションにはないのか」など切実な声が出されました。

市は、「近隣市の動向を見て検討する」と言い続けていますが、一日も早い耐震診断助成と一体の耐震改修助成実施が求められます。

### アドバイザー派遣制度を検討する」と回答

今回の要望で、「長期修繕計画」や「耐震改修計画」作成などの相談にのる無償のアドバイザーを管理組合に派遣する制度をつくることについて、「マンションの適切な維持管理の支援の一つと



▲マンション支援について市との話し合い

して検討していく」との回答を得ました。「理事会などに直接出向いて相談にのる」ことは、居住者の合意形成への大きな支援になると期待できます。

この他、共用部分のバリアフリー化への支援、敷地内通路の固定資産税減免の適用拡大などの要望をしています。

# 行き詰まる第2斎場建設

## 用地選定の仕切り直しを

馬込斎場は、船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市で構成する四市複合事務組合が運営し、火葬業務、式場業務（通夜・告別式）、霊柩車運送業務を行っています。現在、この四市の中では、公営の火葬場・葬儀場は馬込斎場の1か所のみであり、四市の市民が共同で利用しています。

組合では、四市の人口の増加に伴い、「平成27年頃には馬込斎場の火葬能力が限界に達する」として、「第2斎場」の整備を計画しています。

しかしこの建設予定地となった八千代市睦地区では、用地選定が周辺地権者・住民に非公開で進められたことに對する反発が広がり、予定地に決定された平成20年以降、事業に着手できない状態が続いています。

8月21日に開かれた組合議会で、日本共産党は、「第2斎場は必要な施設だ。用地選定のあり方が最大の障害となつて膠着状態が続いている中では、一旦仕切り直して、より適切な方法で用地を選定をし直すことが、最も短期間で整備を実現する方法ではないか」と述べ、事業の見直しを求めました。

そもそも、斎場は住民にとつて必要不可欠な施設。各市が自前の斎場を持つのが本来の姿です。「組合の解消」も含めて議論する時期にきています。

今年4月から、所得の年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮小の影響で、放課後ルーム児童育成料の減免が受けられない世帯がでてしまいました。減免制度は月額8000円の育成料を前年の税額によって表のように全額から半額としています。控除廃止で税額が増え、収入が変わらないのに育成料の減免が受けられなくなつたものです。その結果、減

9月から

放課後ルーム育成料

## 年少扶養控除廃止による負担増なくす

今年4月から、所得の年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮小の影響で、放課後ルーム児童育成料の減免が受けられない世帯がでてしまいました。減免制度は月額8000円の育成料を前年の税額によって表のように全額から半額としています。控除廃止で税額が増え、収入が変わらないのに育成料の減免が受けられなくなつたものです。その結果、減

免世帯数は昨年度371世帯から今年度は235世帯に激減しています。増税と値上げのダブルパンチです。

6月議会で日本共産党が取り上げ、改善が検討されましたが、8月

20日の健康福祉常任委員会に9月から改善されること

が報告されました。年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ分があつたものとして再計算する

ものです。減免は申請が必

要なので、申請漏れがないようご注意ください。

対象区分	減免額	児童育成料
前年の所得税が非課税で、前年度の市町村民税が非課税の世帯	8,000円	0円
前年の所得税が非課税で、前年度の市町村民税のうち均等割のみ課税されている世帯	6,000円	2,000円
前年の所得税が非課税で、前年度の市町村民税のうち所得割の額が10,000円未満の世帯	4,000円	4,000円